一〇一八　生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件　一七　89　一七
一〇一九　肥料の登録が失効した件　一七　89　一七
一〇二〇　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一七　89　一八
一〇二一　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五
一〇二二　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五
一〇二三　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五
一〇三四　保安林の指定を解除する件　一八　五
一〇三八　保安林の指定施業要件を変更する件　一八　五
一〇四六　保安林の指定をする件　一九　二
一〇五〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　三
一〇五二　肥料を登録した件　一九　91　二一
一〇五四　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　三
一〇五五　保安林の指定をする件　二〇　92　一五
一〇七五　保安林の指定を解除する件　二〇　92　一九
一〇九〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二〇　92　二〇
一〇九七　保安林の指定をする件　二三　93　四
一一一六　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二三　93　五
一一一七　出願公表後に名称変更がなされた件　二三　93　九
一一一八　ニュー・ジーランド産ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二四　三
一一一九　保安林の指定をする件　二四　三
一一二九　肥料の登録の有効期間を更新した件　二四　94　六
一一三〇　生産業者又は輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件　二四　94　九
一一三一　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二五　四
一一四四　保安林の指定をする件　二六　三
一一四五　保安林の指定施業要件を変更する件　二六　五
一一四九　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二六　96　一〇
一一七七　保安林の指定をする件　二七　五
一一七八　有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二七　97　三〇
一一七九　有機加工食品及び有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二七　97　三一
一一八〇　有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二七　97　三一
一一八一　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二七　97　三一
一一八二　有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二七　97　三一
一一八三　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件　二七　97　三一
一　**農林水産省、経済産業省、環境省**　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件　二五　95　一
八一　**経済産業省**　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件　二　七
八二　高圧ガス保安法第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　三　六
八三　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　三　六
八四　輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件　六　80　三一
八五　輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　六　80　三一
八六　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件　六　80　三一
八七　輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　六　80　三一
八八　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　六　80　三二